

平成 16 年度第 7 回法務委員会議事録

日 時 平成 16 年 11 月 9 日(火) 1300 ~ 1730

場 所 操縦士協会事務局

出席者 熊坂、友田、染谷、仙波、米山、小山、池内、佐藤各委員

1. 今後の活動予定の進捗状況

・具体的活動内容の確認

〔1〕事故調査委員会については、JALJ OB 松浦委員との対談を予定

11・19 JAPA 安全委員会で講演予定 参加して委員会としてお願いするか決定する

〔2〕司法当局については、706 裁判主任弁護士の藤井弁護士との対談を計画する。

対談内容

- ・ F706 裁判において検察側はどのようにして、被告に過失を認めさせようとしたのか。
- ・ 被告人として検察から尋問された場合の注意点について
- ・ 無罪判決を勝ち得た大きな理由と今後の裁判の行方について

藤井弁護士の上京に合わせ、委員会日程を決める。

〔3〕慶応大学講師 フィリップ・オースティンさんによる委員学習会について

対談形式はいいが主にどのようなテーマでお話を伺うか。

- ・ 現代ドイツ刑法と日本刑法における刑事過失認定のあり方と違いについて
- ・ ドイツでの過失認定のあり方はどのようにされているか、先進国と日本との違い
- ・ その他各人が勉強して質問事項を考えておく

日程および対談時間

・日程については来年、先生の予定にあわせ調整する。

・講義 90 分 質問 30 分計 2 時間の予定

フィードバック方法について 協会誌、HP 掲載など

・当初ビデオ撮影をして、内容を理解した後、協会誌に掲載するなどの手法を考える。

2. JAL 機長組合主催 706 裁判 名古屋地検無罪判決祝勝会 報告

今後の活動内容にもあるとおり 現段階の状況把握を含め、主任弁護士の意見を伺う

藤井弁護士の話等

3. 907 裁判について 法務委員会の取り組みをどのようにするか？

できる範囲で管制協会や日乗連等から情報を入手し、裁判の研究課題として論議はするが見解その他の活動は行わない。

4. 友田委員からの議題について

個人および使用事業に属す GA の方々が事故に遭遇した場合、JAPA として何が出来るか検討してほしい。

- ・ 小冊子「事故に遭遇したら」のコンパクト判

現在の PILOT 手帳にある部分だけでは、事故に実際遭遇した場合利用しにくいのではない
か。改訂版を含めわかりやすい方法を考える。

- ・ 連絡網を作成し土日でも対応できるよう 安全観察委員のような制度を作ってみてはどうか。
体制づくりは理事会で作成ドラフトは委員会
- ・ 松岡弁護士とも相談して各空港ごとに事故が起こった場合、選任となりえる弁護士を紹介し
ていただく。顧問料は払えないのでお話だけさせてもらい P 誌などを配布し準備をしておいて
いただく。← ちょっと虫のいい話？ 具体的には難しいか？
- ・ 松岡先生の「事故に遭遇したら」版をビデオ撮影して、各支部に配布し勉強していただくデジ
タル VIDEO 編集誰か得意な方いませんか？

5.名古屋支部からの法務委員会参加の件について

- ・ 植野理事より推薦を受けた佐藤会員にオブザーブ参加していただき、当事者としての意見や
教訓談を踏まえ、協会・法務委員会として何ができるか研究し活動に役立てる。

以上

次回委員会開催は 12 月 7 日 (火) を予定